



琴浦町助け合い交通支援事業

「乗りたい人」×「乗せてもいい人」=新しい交通

琴浦町は、地域交通の新しい仕組みづくりを応援します

- 移動支援自動車保険料補助事業

対象となる団体（以下のすべてに該当）

- ✓ 助け合い交通（高齢者等の通院や買い物等の移動支援）に取り組む団体
- ✓ 団体としての規約を有し、登録会員数が5以上
- ✓ 道路運送法の一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送事業とは異なる

移動支援自動車保険料補助事業

補助金の対象	移動支援に使用する車両に係る自動車任意保険料、申込み経費
補助率	10/10
補助金額	上限10万円 1～3年目まで 上限5万円 4～5年目まで
申請手続	補助金交付申請書の事前提出が必要です。
必要書類	自動車任意保険の契約書または申込書、契約金額が分かる書類
その他	補助金は概算払いが可能です。

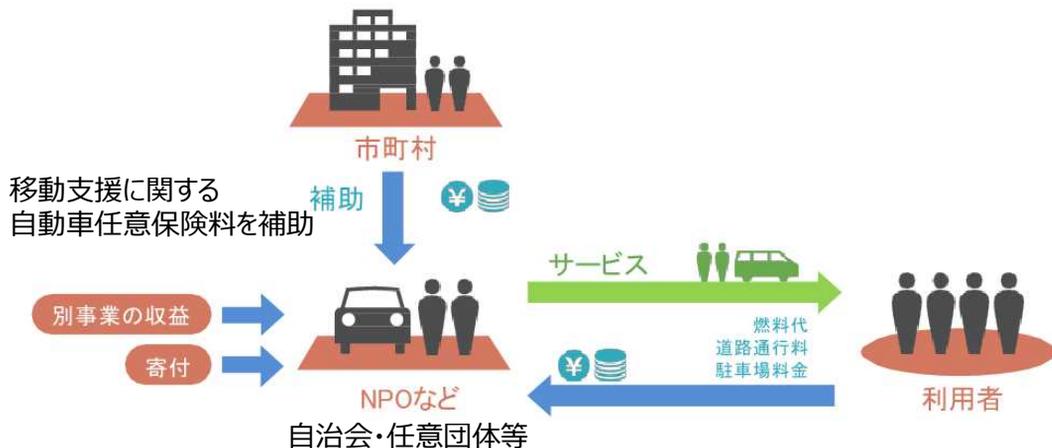
交付申請（随時）

交付決定

事業実施

実績報告（事業完了時）

琴浦町助け合い交通支援事業の仕組み



2019年10月国土交通省 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレットより抜粋